



交通費や昼食代などは支給されますか？



A 日当、交通費、宿泊費は 必要に応じて支払われます。

裁判所に来ていただいた日数に応じて日当や交通費が支給されます。また、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には、宿泊料も支払われます。裁判員候補者として裁判所においでいただいたものの、最終的に裁判員に選ばなかった方についても同様です。

なお、日当の具体的な金額は、裁判員候補者の方は、1日あたり8000円以内、裁判員及び補充裁判員に選ばれた方は、1日あたり1万円以内となります。

